

令和元年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和元年11月28日

西多摩衛生組合議会

令和元年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和元年11月28日(木)午後1時55分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	浜中 啓一
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之
会計管理者	小林 秀治		
監査委員	平田敬太郎		

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 原 隆夫	3 番 小川 龍美
4 番 湖城 宣子	5 番 迫田 晃樹	6 番 大勢待利明
7 番 門間 淑子	8 番 馳平 耕三	9 番 印南 修太
10 番 町田 成司	11 番 小林 貢	12 番 武藤 政義

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長	郷 良則	参 与 ・ 施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	宮林 和也	財 務 課 長	松澤 昭治
会計課(兼)フレックシブル課長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維持運転課長	中島 勲	企画調整担当主幹	伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長	橋本 雅幸	福生市生活環境部長	久保 淳
羽村市産業環境部長	橋本 昌	瑞穂町住民部長	大井 克己

令和元年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和元年11月28日(木)
午後1時55分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号

平成30年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第5号

西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第6号

西多摩衛生組合会計年度任用職員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

日程第6 議案第7号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第7 議案第8号

西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第9号

令和元年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第9 議案第10号

令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第10 議員派遣について

午後1時55分 開会

○議長（武藤政義） 皆さん、定刻より少し早いですが、お揃いですので、始めたいと思います。

本日は、令和元年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員の出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員0名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和元年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和元年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げます。構成市町のごみ搬入量は、令和元年の10月末現在で、約3万7,200トンとなっております。

これは、前年同期と比較いたしますと、約340トン、0.9%の増で、今年度末における年間搬入量は、当初の計画量に対し、約200トン増の6万1,700トンとなると見込んでおります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、令和元年10月末現在で、約7万6,200人となっております。これは、前年同期と比較しますと、約2,700人、率にして3.7%増加している状況でございます。

当組合といたしましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、清掃工場に求められる新たな社会的役割を具現化していくため、今年2月には、4つの活動方針を骨子とする「今後の組合運営の方向性」を策定させていただきました。本年度から、具体的な事業の立案・実施を推進するため、後ほど、議員全員協議会の中で、この方向性に沿った2件の事業計画をご報告させていただきたいと思っております。

さて、なお今次の定例会には、決算認定1件、条例案件4件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて7件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

以上です。

○議長（武藤政義） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名します。

3番 小川 龍美 議員

4番 湖城 宣子 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和元年 11 月 21 日付、西衛発第 605 号で、令和元年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 8、議案第 9 号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、日程第 9、議案第 10 号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括議題としてご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11 月 28 日、1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会議事規則第 33 条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3 回までとなっております。なお、1 回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき 3 問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 3、認定第 1 号、平成 30 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました、認定第 1 号、平成 30 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、平成 30 年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約 6 万 1,100 トンで、前年度と比較では、約 240 トン、0.4%の減量となっております。

環境センターの施設維持整備事業では、平成 30 年度から 2 か年の継続事業として実施する基幹的設備改良工事のほか、各種更新工事の実施により、施設の延命化や省エネルギー化を推進し、清掃工場の適切な

運営管理に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成 30 年度の浴場施設利用者数につきましては、1 日平均で 438 人、年間では約 13 万 4,100 人の方々にご利用をいただいております。地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

このような状況を踏まえて、決算の概要であります。歳入は、収入済額 18 億 4,889 万 6,585 円で、このうち、約 85%が構成市町分賦金による収入であります。

歳出は、支出済額 18 億 1,513 万 5,265 円で、予算現額に対する執行率は、98%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、3,376 万 1,320 円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。平成 30 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第 1 号、平成 30 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2 ページ、3 ページは歳入歳出決算の総括表で、4 ページから 7 ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9 ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第 1 款分賦金から、第 6 款組合債までの構成となっております。予算現額 18 億 4,795 万 5,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 18 億 4,889 万 6,585 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成となっております。予算現額 18 億 4,795 万 5,000 円に対しまして、支出済額 18 億 1,513 万 5,265 円、不用額は 3,281 万 9,735 円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、上下水道料等、光熱水費の使用量の減、及び委託料における契約差金でございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明申し上げます。

決算内容の詳細につきましては、9 ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の 10、11 ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。

第 1 款分賦金でございます。第 1 款分賦金につきましては、収入済額 15 億 6,542 万円で、これは 3 市 1 町からの分賦金でございます。歳入総額の 84.67%を占めております。構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が 46.38%、福生市 20.11%、羽村市 19.19%、瑞穂町 14.32%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額 5,532 万 8,738 円で、歳入総額の 2.99%となっております。主なものは、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の 4,803 万 7,180 円、多目的施設使用料 150 万 2,550 円、余熱利用施設行政財産使用料 483 万 7,164 円でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額 5,449 万 9,280 円で、歳入総額の 2.95%となっております。これは、基幹的設備改良工事の施工に伴う循環型社会形成推進交付金 5,329 万 4,000 円と、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴う廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金 120 万 5,280 円でございます。

次に、第4款繰越金でございます。第4款繰越金につきましては、収入済額 7,069 万 6,403 円で、歳入総額の 3.82%となっております。これは、平成 29 年度からの繰越金でございます。

続きまして、第5款諸収入でございます。第5款諸収入につきましては、収入済額 695 万 2,164 円で、歳入総額の 0.38%となっております。内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございます、収入済額は 2 万 8,766 円でございます。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

第2項2目雑入は、収入済額 692 万 3,398 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等 311 万 2,143 円と、基幹的設備改良工事の施工により、売電が可能となったことによる余剰電力売払収入 185 万 9,555 円でございます。

続きまして、第6款組合債でございます。第6款組合債につきましては、収入済額 9,600 万円で、歳入総額の 5.19%となっております。これは、平成 30 年度に実施いたしました基幹的設備改良工事の財源といたしまして、東京都から借入れを行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額 18 億 4,795 万 5,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 18 億 4,889 万 6,585 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費でございます。第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額 121 万 6,424 円、予算現額に対しまして、執行率は 85.06%、不用額は 21 万 3,576 円でございます。主なものといたしましては、1節報酬の 101 万円でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第2款事務所費でございます。第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額 1 億 8,254 万 27 円で、予算現額に対しまして、執行率 97.17%、不用額は 532 万 5,973 円でございます。主なものといたしましては、2節から4節までの人件費と、19 節負担金・補助及び交付金でございます。

2節給料をご覧願います。2節給料は、支出済額 4,900 万 4,182 円で、特別職 4 名及び一般職職員 11 名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等でございますが、支出済額は 4,577 万 6,571 円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

続きまして、4節共済費でございます。4節共済費は、支出済額 1,800 万 3,225 円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

11 節需用費をご覧願います。11 節需用費は、支出済額 477 万 2,133 円で、主なものは事務用品等を購入いたしました消耗品費 176 万 6,204 円と、小学生の見学用パンフレット及び広報用資料の印刷製本費 263 万 6,456 円でございます。

次に、13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額 488 万 3,553 円で、主なものは、職員健康診断委託料 92 万 4,696 円と、環境センターの床ワックスがけ及び窓清掃を委託しました庁舎清掃委託料 113 万 4,000 円でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料でございます。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 654 万 9,749 円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 294 万 2,416 円と、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 129 万 3,408 円でございます。

次に、19 節負担金、補助及び交付金をご覧願います。19 節負担金、補助及び交付金は、支出済額、5,033 万 4,000 円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と地域環境対策協議会助成金 160 万円でございます。

周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市、瑞穂町へ、組合周辺の環境対策費としての支出でございます。地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費につきましては、第 1 項 1 目じん芥処理費におきまして、支出済額 13 億 2,703 万 2,312 円、予算現額に対しまして、執行率は 98.32%、不用額は 2,267 万 4,688 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料と 15 節の工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

11 節需用費をご覧願います。11 節需用費は、支出済額 1 億 7,388 万 8,230 円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費 7,334 万 4,457 円と、施設稼働に要する光熱水費 7,636 万 1,736 円でございます。

次に、13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額 2 億 5,004 万 2,090 円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料 1 億 3,995 万 7,200 円と、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,596 万 6,720 円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京たまエコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料 1,556 万 6,450 円、プラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務である中央監視設備保守点検委託料 1,217 万 4,840 円でございます。

恐れ入ります。少し飛びまして、30、31 ページをお開き願います。

15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額 7 億 3,717 万 6,680 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施をしております施設維持整備工事 4 億 1,271 万 4,440 円と、設備の性能回復及び環境負荷の低減等を目的として実施いたしました基幹的設備改良工事 1 億 6,448 万 1,840 円でございます。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額 1 億 4,879 万 4,059 円、予算現額に対しまして、執行率 99.24%、不用額は 114 万 4,941 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料でございます。

11 節需用費をご覧願います。11 節需用費は、支出済額 5,819 万 6,034 円で、主なものは、浴場施設運営

に要する上下水道料等の光熱水費 4,576 万 6,335 円でございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額 8,262 万 8,211 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運營業務委託料 6,574 万 1,760 円と、空調設備やポンプ、ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託しました設備機器保守点検整備委託料 812 万 7,000 円でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料をご覧願います。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 455 万 9,112 円で、主なものは、サウナマット賃借料 259 万 5,456 円でございます。

恐れ入ります。38、39 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 1 億 5,555 万 2,443 円、予算現額に対しまして、執行率 99.99%、不用額は 1,557 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、支出済額 1 億 5,041 万 690 円で、平成 12、13 年度に借入れを行いました余熱利用施設建設事業費の償還金 6,543 万 1,468 円と、平成 25、26、27 年度に借入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金 8,497 万 9,222 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、514 万 1,753 円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と、基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 18 億 4,795 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 18 億 1,513 万 5,265 円、不用額は 3,281 万 9,735 円、執行率は 98.22%でございます。

恐れ入ります。41 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 18 億 4,889 万 6,000 円、歳出総額は 18 億 1,513 万 5,000 円、歳入歳出差引額は 3,376 万 1,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 3,376 万 1,000 円でございます。

恐れ入ります。42、43 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。44 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。こちらにつきましても、決算年度中における増減はございません。

以上で、認定第 1 号、平成 30 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

なお、代表監査委員、ご本人から申し出がありましたので、監査結果の報告の前に、あいさつを許可することにいたします。平田敬太郎監査委員。

○監査委員（平田敬太郎） 代表監査委員の平田敬太郎でございます。ただいま監査結果の報告につきまして、ご指名をいただきましたが、その前に一言ごあいさつをさせていただきます。

去る 7 月 19 日開催の議会臨時会において、識見を有する監査委員としてご同意をいただき、ありがとうございました。監査委員の職務につきましては、その役割の重要性、また責任の重さというものを非常に

強く感じておりますことから、私自身、日々研鑽に努めながら、常に誠実、公平に職務を遂行してまいりたいと存じます。

まことに簡単ではございますが、まずは識見を有する監査委員就任のごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

それでは、平成30年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

平成30年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る令和元年10月1日、午後1時30分から、組合会議室において、小川監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました平成30年度決算書類等は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿との照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえての審査意見でございますが、平成30年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的を達成しているものと判断をいたしましたところであります。

今年度においては、環境センターにおける基幹的設備改良工事により、エネルギーの有効活用を図られるなど、組合の運営努力が成果を上げているところでございますが、引き続き、適切な業務執行を心がけていただきたいものであります。

最後になりますが、今後の組合運営につきましても、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望いたします。決算審査意見書といたしました。

以上、平成30年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番大坪議員。

○1番（大坪国広） 1番、大坪です。2点ほどあります。まず、1点目は、ページ14ページと15ページの歳入で、雑入の余剰電力売払収入の185万9,555円の件ですが、確かこれ平成28年度の改良工事等で、電化発電の量をパワーアップした経過があるかと思うのですが、平成29年度の決算書を見ますと、250万9,393円という額が上がっていて、今回、約65万円の減額になっているのですが、この減額になった事情として何かあったのかどうなのか、それがまず1点目です。

それから、2点目は、ページ35ページの下から、浴場水質検査委託料29万1,600円の件なのですが、この検査回数というか、1週間に一遍なのか、1か月に一遍なのか、そこら辺の回数の問題とか、それから、水質の水を、要は使い終わった後の水なのかどうなのか、そこら辺を含めてお願いいたします。2点、よろしく願いいたします。

○議長（武藤政義） 中島課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、お答えさせていただきます。

最初の売電料金が平成 29 年度に対して、平成 30 年度は減っているという件なのですけれども、こちらは、平成 29 年度と平成 30 年度、運転計画に基づきます 2 炉稼動日と 1 炉稼動日とあるのですけれども、2 炉稼動日の方が、売電料が多くなります。売れる電力が多くなります。平成 29 年度と平成 30 年度比較すると、2 炉運転が多かったのが、平成 29 年度でございます。平成 30 年度は、その 2 炉運転する日が少なかったというのが、まず主な要因でございます。なぜ、少なかったかということなのですけれども、これは平成 29 年度に大規模な基幹的設備改良工事をやっております、全炉停止、要は焼却炉を全て停まる期間を、通常ですと 1 週間設けるのを 2 週間設けさせていただきました。その分、ごみが溜まってまいりますので、2 炉運転が、平成 29 年度は増えたということで、それに伴って売電料も多かったということでございます。反面、平成 30 年度は全炉停止が少なく、2 炉運転も減ってしまったので、売電料が 60 万円ほど、年間減少してしまったという結果になってございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私から 2 点目の浴場水質検査につきまして、回答させていただきます。

本水質検査につきましては、毎月 1 回の検査でございまして、検査内容につきましては、大腸菌、レジオネラ菌、色度、濁度、pH、これを検査に出しております。検査対象水でございますが、浴槽に張った水を毎月 1 回検査に出しております。また、浴槽水につきましては、毎日換水しております。毎日張りかえを行っているということでございます。

以上でございます。

○議 長（武藤政義） 1 番大坪議員。

○1 番（大坪国広） 1 点目は結構です。2 点目で、1 点だけ確認したいのですが、この検査する水の、いつの水を取るかというところで、もう一度、確認したいのですが、つまり営業終了日の水ということで理解してよろしいのかどうなのか、そこだけお願いいたします。

○議 長（武藤政義） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） 失礼しました。採取する水の時間帯でございますが、これはランダムでございます。営業時間中に委託業者が見えまして、その水を採取して持って帰って検査するというところでございます。なお、組合が発注している委託業者ではございませんが、保健所も、抜き打ち検査がございまして、それも年数回、時間ランダムで、フレッシュランドの水を採取して、保健所独自で検査も実施をしております。

以上でございます。（「了解です。」と大坪議員の声あり）

○議 長（武藤政義） ほかにありませんか。7 番門間議員。

○7 番（門間淑子） すみません、幾つかありますので、三つぐらいずつから質問していきます。

先ほどの余剰電力の売電、歳入のところについて、もうちょっとお尋ねしたいのですが、事務報告書を見ますと、平成 30 年度については、ごみ焼却施設全体の年間使用電力の 82.9%補ったというふうにあります。つまり 17%ほどが東京電力からの購入ということになると思いますけれども、これは 1 炉運転、2 炉運転によって、発電量がそれぞれ違いますから、全体的にトータルに考えるのは難しいのかと思いますが、東京電力からの、外部電力の購入の枠をどれぐらいか持っている必要があるのかどうか。それから、もしその枠を持っている必要があるとするならば、それは何%ぐらいを持っていないといけないのか、

の入口から煙突の出口までの点検、清掃、あるいは消耗品の交換を行わせていただきたいのですけれども、経費の削減も図らなくてはいけないということで、年に1炉だけ重点工事といって、その全域の工事を行っております。残りの2炉につきましては、簡易工事ということで、必要最小限の工事とさせていただいております。したがって、1炉当たり3年に1回の重点工事になっておるわけでございます。その3年間の間には、やはり金属でできている部分については、錆が発生して、穴があいてしまったり、あるいは、消耗部品が、消耗が激しかったり、そういったものが発生をしております。そういったものを工事期間に30件ほど出てしましまして、そういったものは緊急工事に対応させていただいておるというところでございます。

緊急対応をしているのも、施設維持整備工事、本来の定期補修に反映をさせなくていいのかという考え方もあるのですけれども、現在、やはり工事の縮小化やっておりますので、これをまた反映させてしまいますと、縮小化にならなくなってしまう部分もありますので、ある程度は、この緊急側で対応させていただいて、施設維持整備工事側は、なるべく少ない予算でやっていければというふうに考えておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 7番門間議員。

○7番（門間淑子） 電力に関しては、工事というか、工場の稼働を維持するための、いわばバックアップということで、それはこれから先もずっと保持していかなければならないという枠としてあるということと理解いたしました。環境、長いのですが、東京都環境公社への、この委託ですけれども、ずっと毎年やってきて、この委託によって、西多摩衛生組合全体としては、どのようなメリットが生まれたか、その積算をさまざまなやったということですが、この重点、一番目にも重点工事も3年に一度とかっていうことになっているようですけれども、具体的な反映として、どのようなことが、この委託によって勝ち取られてきたのかということ、もう一度ちょっとお話いただきたいと思います。

○議長（武藤政義） 中島課長。

○維持運転課長（中島 勲） 7番議員のおっしゃるとおり、積算技術の向上は間違いなく図られていると思います。それと、やはり工事自体の精査、工事現場見ていただいて、先も申し上げましたが、工事の精査もしていただいております。そういった観点からいくと、無駄な工事はだんだん削減して、より効果が得られるような工事に切りかえていきなり、あるいは削減するなりといった観点からいくと、維持管理の向上、あるいは経費の削減というものも図られているというふうに、私たちは考えております。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 7番門間議員。

○7番（門間淑子） 次の質問の方にもちょっとかかわってきますので、ちょっと次の質問にも入ります。

今、この東京都環境公社の委託業務の中で、工事の積算能力も上がってきたということのようですが、事務報告書の59ページを見てみますと、ここにたくさんの契約案件があつて、この焼却場であるという工場の性質上、1社に限った随意契約がせざるを得ないということは、十分理解しているところです。なおかつ、契約調書などもホームページの中で公表されるようになってきて、そこについては、随分進んできたというふうに思います。なおかつ1社随意契約に関して言えば、価格の協議が重ねられたという足跡が見られますので、西多摩衛生組合の努力というの、そこで感じることができます。

しかしながら、この契約調書を見てみますと、その予定価格と落札額、契約額という形でもいいのですけれども、こういうような明記の仕方が大変わかりづらい、いうのと、委託に関して言えば、予定価格の

明記がなかったりして、落札比率の計算が難しいところがあります。これは、前から言っていることですが、誰が見てもわかるような契約内容の公開ということですので、この契約状況についての入札価格見積り調書の書き方について、少し改善が必要なのではないかというふうに思いますけれども、このせっかくなささまざまな努力のあともあることですので、この改善について伺いたいと思います。

○議長（武藤政義） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） ただいまの契約実績、59 ページからになりますけれども、以前も門間議員の方からご指摘をいただきまして、今年は西多摩衛生組合における契約状況等の公表に関する要綱、これを、一部改正をさせていただきました。以前は 250 万円以上の工事と委託という形であるのですが、それを 100 万円に下げさせていただきます。

また、公表も年 1 回の公表だったのですが、前期と後期に分けまして、年 2 回の公表するというふうに変えてございます。今年の場合は前期の分が 12 月、来月になりますが、インターネットの方に掲載をする予定となっております。

なかなか落札比率等までは、なかなか載せられないところですが、平成 30 年度の工事請負費につきまして、19 件ありまして、平均価格、落札率は 94.3%ということになってございまして、委託につきましては、26 件ありまして、平均落札率は、96.8%となっております。このような落札率についても、その調書の方に載せることができるように、今後も改善をしていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 7 番門間議員。

○7 番（門間淑子） 落札率は、予定価格と落札契約価格がわかれば計算できるわけですが、この調書そのものに、その予定価格と契約価格、あるいは落札額というふうに明記されないと、よくわからなくなるわけですよ。例えば、予定価格が、契約金額があって、予定価格があって、落札見積り金額があってというような書き方になると、どこでどうなのかというの、普通に見た時になかなか計算しにくいわけですよ。ですから、予定金額があって、契約金額、あるいは落札金額があれば、そこで計算ができるわけですから、落札比率がなくても自然にできちゃうわけですけど、この二つがきちんと明記されていないと伝わらないというふうに思うのです。そういう意味での改善。なおかつ、普通、一般的には落札比率がそこに書かれてくるわけですが、こうした改善が、やはり必要ではないかということなのだと思います。そういうことに向かってやっていただけたらどうか、もう 1 回ちょっと確認させてください。

○議長（武藤政義） 4 問目ではないですか。4 問目ですよ。松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 大変失礼いたしました。12 月から掲載いたします調書につきましては、委託料につきましても、予定価格を載せておりますので、落札比率は計算できるようにしてございます。ぜひ 12 月からの掲載を楽しみにしていただければと存じます。

以上でございます。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（武藤政義） 8 番馳平議員。

○8 番（馳平耕三） 決算書だと 27 ページになるかと思うのですが、事務報告書の 66 ページから 68 ページ、ごみ焼却委託料、ごみの内容について、それぞれ、二つ質問させていただきたいと思います。

まず、家庭用のごみなので、それぞれの構成市町で人口が減っているの、人口減ったからごみっていうのは減ったのかなというふうに思っているのですが、この事務報告書の 67 ページによると、啓発活動や枝の剪定等の利用などによって減ったということが書いてあるのですが、平成 30 年度中

に何か変わった啓発活動等行なったのかどうかということと、この枝の剪定等によって、どれだけ再生利用というのは効果があったのかというのが、まず1点目の家庭用のごみです。

それから、2点目はですね、事業所用のごみなのですけれども、特に、青梅市や羽村市で、特に青梅市、増えているわけですが、これ単純に事業所数が増えたからなのか、それとも景気が良くなって、それぞれのごみが出てくるのも多くなったのか、それとも企業の新陳代謝か何かで、こう一挙にごみが増えたのか、ということ、そのどういう状況なのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） まず、1点目の家庭系ごみの減少の要因なのですが、8番議員のおっしゃるとおり、人口減ったというのが一つあるのですが、そのほかに、事務報告書の65ページを見ていただきたいのですが、65ページの一番下の表に、1人一日当たりの排出量というのがあると思うのですが、全体で0.3%、1.5グラムなのですが、一日1人なのですが、減っております。これについては、構成市町の方の啓発活動等の努力だというふうに判断しています。各構成市町ごとに、広報紙等でごみの啓発活動、例えば羽村市、福生市、青梅市、瑞穂町、パターンが違うのですが、行っている成果であるというふうに判断しております。

2点目の方の事業系ごみの方なのですが、こちらの方も事務報告書の68ページをご覧になっていただきたいのですが、質問のとおり、平成29年度と平成30年度を比較すると、若干増加しております。ただし、この平成26年度から30年度の表を見ていただきたいのですが、一番多くて、平成27年度で1万3,192トン、一番少ない時には、平成29年度で1万2,578トン、こういう状況を見てみると、ほぼ横ばいで推移しているのかなというふうに判断しております。特に、構成市町の方で大きい施設ができたとか、そういうものは聞いてございませんので、ほぼ横ばいで推移しているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（武藤政義） 8番馳平議員。

○8番（馳平耕三） まず、家庭用なのですが、特に青梅市が努力されているなど、他と比べて、66ページですね。かなりトン数も減らしていらっしゃるのですが、こういうところに多分、何か啓発の仕方が変わったりしたことがあるのかなと思って、もしあれだったら、参考にさせてもらおうかなと思って、ひとつ質問させていただいているところもあるので、それは多分、先ほどの説明で、一人当たりというのは、ほとんど変わってないのに、青梅市だけこれだけ下がっているということは、何らか、我々も他の構成市町も努力する部分があるのであれば、また参考にしたいなと思っていますので、青梅市がどのような取り組みをされてこうなっているのかというのを、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、事業所の方なのですが、前年度とあまり変わってないということなのですが、もうちょっとやはり精密に言っていただければなというふうに思っているわけですが、例えば、今の私の説明で言えば、その事業所数は増えているのか、減っているのか。それから、景気の影響かどうかというのはわかりにくいかもしれませんが、そこら辺はどうなっているのかということと、企業の新陳代謝等、本当に何か大きなごみが出ると、やはり一挙に出ちゃうところもあると思うので、その辺のことがあったのかどうかというの、どうなっているのかというの、もうちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） まず、1点目なのですが、青梅市の方の減少が大きいという点なのですが、青梅市に確認をしたら、雑紙の収集袋を全戸配布したという話を聞いております。

事業系ごみの件なのですが、こちらの方、直接は構成市町の方が許可を出して、組合の方に持ってきているので、詳細については、構成市町の方に聞いていただいた方がよろしいかというふうに考えております。（「結構です。」と馳平議員の声あり）

○議長（武藤政義） ほかにございますか。7番門間議員。

○7番（門間淑子） すみません、もう1点なのですが、決算書の29ページに倒木処理等撤去委託料ってというのがあります。倒木があったのかどうかですね、多分いろいろな樹木管理とかもされていて、清掃とかもきちんといつもされているわけなのですが、倒木の処理というのは、これどういうことなのか、災害なのかどうか、だとすると今度の台風も大変だったろうなと思うのですが、この倒木処理というのは、一体なぜに発生したのかをお聞きします。

○議長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 29ページの倒木処理等撤去委託の件につきましては、昨年9月30日から10月1日にかけて、台風24号の影響で構成市町内でも大きな倒木が発生したというふうに聞いております。組合内でも、3本ほど倒れまして、収集車両等に影響が出たため、すぐに撤去しております。台風の影響となっております。

それと、本年度、9月から10月にかけて、台風が何件かありましたけど、それに対しての組合への影響はございませんでした。

以上です。

○議長（武藤政義） 7番門間議員。

○7番（門間淑子） そうすると、この組合の中に倒れた3本ということで、そういうことであると、今後、倒木の可能性のあるものとかっていうのも、いろいろあると思うのですが、そういった調査とかっていうのは、なされているのかどうかお聞きします。

○議長（武藤政義） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 倒木の件なのですが、構内にあった3本が倒れています。また、今後については、やはり樹木ですので、剪定作業が必要だと考えています。風の通しを良くすれば、倒れにくくなりますので、そちらの方で対応したいと考えております。

以上です。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（武藤政義） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、平成30年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしま

した。

暫時休憩いたします。

(平田監査委員 退場)

午後 2 時 55 分 休憩

午後 2 時 57 分 再開

○議長(武藤政義) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第 4、議案第 5 号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) それでは、議案第 5 号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、専門職大学等の制度が創設され、技術管理者の資格要件に、短期大学に相当する専門職大学の前期過程修了者に係る要件を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第 5 号、及び附属資料のとおりであります。技術管理者の資格要件を定める第 4 条第 6 号中、「短期大学」及び「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。)」を加えております。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(武藤政義) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 5 号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 5、議案第 6 号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) 議案第 6 号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月から、新たに会計年度任用職員制度を導入するため、会計年度任用職員に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額、並びに支給方法等に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

はじめに、法律改正の概要について、ご説明申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員について、全国的に法の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていない状況があることを踏まえ、「特別職の任用及び臨時的任用の厳格化」と、「一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化」を図る観点から、会計年度任用職員に関する制度が新設され、その任用方法や任期等が明確化されたものであります。

条例に規定する内容は、趣旨、報酬、報酬の支給日、費用弁償、期末手当、報酬等の支払、委任について必要な事項を定めるもので、当組合の人事・労務制度は、従前より羽村市の制度に準じて定めていることから、本件につきましても、羽村市の条例に倣い、規定をしております。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 宮林総務課長。

○総務課長（宮林和也） それでは、議案第6号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております議案第6号に基づきまして、ご説明いたします。

まず、第1条は、この条例の趣旨について定めるもので、会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する、短時間勤務のもの、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員とし、地方自治法第203条の2第5項に基づき、この職員に対する報酬等の額及び支給方法について定めるものでございます。

第2条は、報酬について定めるもので、第1項第1号は、所定の勤務に対する報酬、第2号は、超過勤務手当に相当する報酬、第3号は、通勤手当に相当する報酬として支給することを定めるものでございます。

裏面をご覧くださいまして、第2条第2項では、報酬の額は、月額、日額または時間額で定めるものとし、別表に定める種別に応じた額を超えない範囲内において、職務の複雑性等に応じ、常勤職員の給与等の均衡を考慮し、組合規則で定めるものとしております。

恐れ入ります。次のページの別表（第2条関係）をご覧ください。

会計年度任用職員の種別は、4つの区分となっており、報酬の上限額は、羽村市の規定に準じた内容となっております。

前のページへお戻りいただきまして、第2条第3項は、超過勤務手当に相当する報酬の額について、第4項は、通勤手当に相当する報酬の額について、それぞれ規定するもので、いずれも一部の例外を除き、職員の例により支給するものとしております。

第3条は、報酬の支給日を定めるもので、勤務実績により計算した総額を、翌月の21日に支給しようとするもので、現在の臨時職員等の取扱いと同様としております。

第4条は、費用弁償について定めるもので、会計年度任用職員が公務のため出張したときは、職員の例により、費用弁償として旅費を支給するものとしております。

第5条は、期末手当について定めるもので、第1項において、期末手当は、任期の定めが6月以上で、かつ健康保険法の適用を受け、6月1日、12月1日に在職する会計年度任用職員に対し、給与条例の適用を受ける職員の例により支給するものとしております。

第2項は、期末手当の支給額について、健康保険に係る標準報酬月額を基礎額と定め、支給割合は、職員の各期の期末手当に準じ100分の130とし、在職期間に応じた割合を乗じて算定することとしております。

第6条は、報酬等の支払いについて、第7条は、委任について、それぞれ必要な事項を定めるものでございます。

最後に付則ですが、この条例は、改正法の施行日にあわせ、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして、議案第6号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。8番馳平議員。

○8番（馳平耕三） 対象人員と全体の影響額があれば、教えてください。

○議長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 対象となります人員につきましては、7名を予定しております。また、国によります、法整備によります影響額といたしまして、全体で325万円を見込んでおります。会計年度任用職員の報酬、それから期末手当、また社会保険料等について増額になるものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 8番馳平議員。

○8番（馳平耕三） 影響額、案外大きいので、それで、例えば人員減らすということはないかどうかと、確かめたいと思います。

○議長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 人員につきましては、現在の臨時職員につきましては、全員が対象となりますが、また人員の配置等につきましては、まだこれから新年度を迎えるに当たりまして、いろいろ検討もしていく中で、現在ですと、嘱託員が1名、それから臨時職員が7名となっておりますが、ここから対象者としては7名ということで、現在見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） ほかにございますか。11番小林議員。

○11番（小林 貢） この下に別表が載っているのですが、この月額、日額、時間額というのが載っているのですが、対象とする職員の勤務時間、これについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（武藤政義） 宮林課長。

○総務課長（宮林和也） 現在お願いをしております臨時の職員につきましては、それぞれ清掃業務をお願いしている方がおりましたり、また事務をお願いしている方、それから計量の方の事務でお願いしている方がおまして、それぞれ時間帯が異なりますが、現在、従事していただいている時間帯に変わらない時間帯で、業務していただくように考えております。

○議長（武藤政義） 伊藤主幹。

○企画調整担当主幹（伊藤義孝） ただいまのご質問ですが、課長の方からご説明がありましたとおり、庁舎清掃の2名につきましては、一日4時間、週4日勤務となっております。あと一般事務の方については、一日6時間、週3日から4日の勤務としております。そして計量事務の3名ですが、一日7時間30分、週5日の勤務の方と、一日7時間、週3日勤務の2通りの勤務体制を取っております。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 11番小林議員。

○11番（小林 貢） ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、この資格免許を有する業務に従事する者と、それからその下にも書いてあるのですが、時間額6,000円ということになっているのですね。日額が1万9,100円ということなので、これで3時間ですと、6かける3で18、1万8,000円なのかなと、こう解釈してしまうのですが、この辺についてお伺いしたいのですが。

○議長（武藤政義） 伊藤主幹。

○企画調整担当主幹（伊藤義孝） ただいまご指摘がありました報酬額についてなのですが、条例の別表で定めております月額、時間額等については、あくまで上限を定めております。実際の勤務に対する月給ですとか、時間給については、構成市町の動向、また羽村市の状況等見定めまして、規則において、その単価を定めていくこととなります。今後、制度運用に支障のないように、来年4月に向けた準備事務として、規則の方を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤政義） よろしいですか。（「はい。」と小林議員の声あり）

ほかにございますか。8番馳平議員。

○8番（馳平耕三） すみません、一個忘れました。扶養手当の壁というのがあって、それを超えて出ちゃう人っていうのが出てきたりするのではないかなというふうに思うのですが、そうしたことに關する、それぞれ何か対応できる感じはあるのかどうか。

○議長（武藤政義） 伊藤主幹。

○企画調整担当主幹（伊藤義孝） ただいまのご質問、恐らく扶養の範囲の中で働けるか否かというところになるかと思うのですが、当然、ご本人の意向を加味して現在も社会保険適用になるとか、また、配偶者の扶養の範囲で働かれる方という形で、それぞれその方の状況に応じて対応させていただいておりますので、会計年度任用職員移行後も、同じような形で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤政義） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、ただいまご決定をいただきました議案第6号と同様に、会計年度任用職員制度の導入等に対応するため、条例の規定を整備する必要があることから、関係する7条例を並列的に一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、第1条は、西多摩衛生組合職員定数条例を、第2条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を、第3条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例を、第4条は、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例を、第5条は、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を、第6条は、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を、第7条は、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例を、それぞれ一部改正するもので、羽村市の条例に倣い会計年度任用職員に係る分限、懲戒、勤務時間、育児休業等について、規定を整備するほか、給与条例の改正では、地方公務員法第16条の一部改正に伴う条文整備を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものですが、給与条例の改正を定める第4条中、第20条、第20条の2及び第21条の改正規定は、令和元年12月14日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 宮林総務課長。

○総務課長（宮林和也） それでは、議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第7号附属資料、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第1条関係「西多摩衛生組合職員定数条例」の一部改正でございます。職員の定義を定める第1条中、「嘱託員及び臨時に雇用される者」を削り、文言整理をしております。

また、羽村市の条例に準じ、職員定数を定める第2条に第3項として、休職や休業等の場合の職員を定数外とする規定を加えております。

付則でございますが、この条例は、改正法の施行日にあわせ、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、付則につきましては、全ての関係条例に係ることから、第4条で規定する給与条例の一部改正を除き、以下、同内容を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。第2条関係「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正につきましては、会計年度任用職員に係る休職の期間等を定めるもので、休職の効果を定める第3条に第3項として、会計年度任用職員に関する読み替え規定を追加するほか、3ページに移りまして、第4条に第2項として、休職者の給与に関する規定を加えるものでございます。

次に、4ページをご覧ください。第3条関係「職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」の一部改正につきましては、減給の効果を定める第3条に第2項として、会計年度任用職員に係る減給処分に関する読み替え規定を加えております。

次に、5ページをご覧ください。第4条関係「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正でございます。

期末手当を定める第20条、第20条の2、6ページに移りまして、勤勉手当を定める第21条の改正は、失職に関する規定を削るもので、これは、「成年被後見人等の権利の権限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方公務員法第16条で定める欠格条項から「成年被後見人または被保佐人」が削除されたことによるものです。

次に、臨時的任用職員等の給与を定める第24条では、文言整理とともに、7ページに移りまして、第3項として、会計年度任用職員に係る規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものですが、第20条、第20条の2及び第21条の改正規定については、先ほどご説明しました改正法の施行日にあわせ、令和元年12月14日から施行するものとしております。

次に、8ページをご覧ください。第5条関係「西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正につきましては、別表第1に規定する非常勤特別職の報酬額を、羽村市の規定に準じて改めるものでございます。

次に、9ページをご覧ください。第6条関係「西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正につきましては、第20条を改め、短時間勤務の会計年度任用職員に係る勤務時間等に関し定めるものでございます。

最後に、10ページから14ページは、第7条関係「西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正でございます。

新たに会計年度任用職員に係る育児休業の規定を整備し、一定の要件に該当する非常勤職員を、育児休業することができる職員の範囲に含めるため、10ページの第2条第3号、11ページに移りまして、第2条の3、12ページに移りまして、第2条の4、13ページに移りまして、第3条第7号及び第8号、第9条の2、14ページに移りまして、第11条第2項のそれぞれに新たな条文を追加する他、所要の文言整理をするものでございます。

以上をもちまして、議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（武藤政義） 次に、日程第7、議案第8号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第8号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、余熱利用施設の使用料について、利用助成券等による後納を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第8号、及び附属資料のとおりであります。使用料を定める第5条第2項に、「ただし、管理者が後納を認める時は、この限りでない」を加えております。

なお、この条例は、令和2年5月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。7番門間議員。

○7番（門間淑子） すみません、例えば、どんなことがあるのか。一つ事例があれば、このようなことっていうのを一つ教えてください。

○議長（武藤政義） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） 具体例でございますが、具体的には施設を使用する際に、各団体が発行する施設利用助成券、これによりまして、施設利用料金の一部を認めまして、後日、施設利用助成券の発行をいたしまして、使用された施設利用助成金額を組合に納付していただく、後払い規定を設けるものでございます。

近々に予定しておりますのは、現在、構成市町内にあります青梅市が、市内在住65歳以上の方を対象に、一日1回300円を限度とした浴場施設に対する利用助成券を発行しております。そのほか、近隣では、市町村共済組合におきましても、浴場施設利用助成券を発行しているものでございます。

今回の条例改正では、当面、構成市町が発行する施設利用助成券に対応できるようにしようとするものでございまして、将来的には改正後の状況を見極めまして、市町村共済組合と他団体が発行する施設利用助成券についても対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤政義） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第8号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第9号及び日程第9、議案第10号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤政義) ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第9、議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま、一括議題となりました議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件について、ご説明申し上げます。

まず、議案第9号、補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ824万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億7,175万9,000円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上したほか、組合債において、基幹的設備改良工事における財政融資基金の借入事業区分の変更に伴い、増額措置を行ったところであります。

歳出予算では、じん芥処理費の委託料において、契約実績に応じて不用額を減額しております。

次に、議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました、補正予算(第1号)に基づき、組合市町分賦金の総額を17億982万2,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第9号、及び議案第10号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(武藤政義) 松澤財務課長。

○財務課長(松澤昭治) それでは、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、改元に伴い、西多摩衛生組合予算の会計年度の名称を令和に統一しようとするものでございます。

第2条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ824万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を23億7,175万9,000円と定めようとするものでございます。

第2条第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第3条は、地方債の変更は「第2表地方債補正」によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は3,680万2,000円減額いたしまして、17億982万2,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、2,376万1,000円増額いたしまして、3,376万1,000円と定めようとするものでございます。

第6款組合債は、480万円増額いたしまして、4億840万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は824万1,000円を減額いたしまして、23億7,175万9,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第3款じん芥処理費は824万1,000円減額いたしまして、17億9,824万3,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、824万1,000円を減額いたしまして、23億7,175万9,000円と定めようとするものでございます。

3ページをご覧いただき、第2表地方債補正でございます。

基幹的設備改良工事に係る財政融資資金のうち、補助事業分におきまして、充当率90%から充当率100%の条件で借入れができるようになりましたことから、起債の限度額を4億840万円に改めようとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

7ページをご覧いただき、歳入でございます。

第1款分賦金は3,680万2,000円減額いたしまして、17億982万2,000円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第4款繰越金は、2,376万1,000円増額いたしまして、3,376万1,000円でございます。これは、平成30年度からの繰越金でございます。

第6款組合債は、480万円増額いたしまして、4億840万円でございます。これは、第2表地方債補正でご説明申し上げましたとおり、基幹的設備改良工事に係る財政融資資金のうち、補助事業分におきまして、充当率90%から充当率100%の条件での借入れができるようになりましたことによるものでございます。

以上、補正額合計824万1,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は23億7,175万9,000円でございます。

ます。

次に、8ページをお開きいただき、歳出の説明をいたします。

第3款じん芥処理費は824万1,000円減額いたしまして、17億9,824万3,000円でございます。これは、第13節委託料における契約差金によるものでございます。

以上、補正額合計824万1,000円を減額いたしまして、歳出の合計額は23億7,175万9,000円でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額、並びに事業の進行状況等に関する調書でございまして、平成30年度から2か年で設定いたしました継続費の基幹的設備改良工事の2件の支出予定額と財源内訳でございます。

次に、12ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございまして、この表の一番右下が令和元年度末の見込額13億335万円でございます。

以上で、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第10号、附属資料をご覧ください。

令和元年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は、令和元年10月1日現在の人口を採用し、全体で2,209人減少し、27万9,411人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は1,033人の減少で、13万3,283人、負担割合は47.70%。福生市は657人の減少で5万7,701人、20.65%。羽村市は130人の減少で5万5,519人、19.87%。瑞穂町は389人の減少で3万2,908人、11.78%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は100トン減の2万8,700トンで、負担割合は46.52%。福生市は増減なしの1万1,800トンで、19.12%。羽村市は300トン増の1万2,300トンで、19.94%。瑞穂町は増減なしの8,900トンで、14.42%。合計で200トン増の6万1,700トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明を申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、平成30年度繰越金を差し引いたものが、令和元年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は1,687万4,000円減額となりまして、7億8,953万円、福生市は886万6,000円減額となりまして、3億4,031万8,000円、羽村市は566万1,000円減額となりまして、3億3,512万3,000円、瑞穂町は540万1,000円減額となりまして、2億4,485万1,000円となります。

分賦金の補正額合計3,680万2,000円を減額いたしまして、分賦金は17億982万2,000円でございます。

以上で、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（武藤政義） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第9号、令和元年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和元年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第55条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長にご一任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤政義） ご異議なしと認めます。

よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、3時50分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

午後3時40分 閉会